

# 奥多摩町平成まとい会 会則

(名称)

第1条 本会は、「奥多摩町平成まとい会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(組織)

第3条 本会は、奥多摩町消防団退団者のうち本会の主旨に賛同する者をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、奥多摩町消防団の活動に協力するとともに会員相互の連絡協調と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奥多摩町消防団の充実強化に対する協力に関すること。
- (2) 会員相互の連絡協調と親睦を深めること。
- (3) その他、本会目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 庶 務 1名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 事 2名

2. 前項の役員は役員会で選出し、総会の承認を経る。

(顧問及び相談役)

第7条 本会は、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会に諮り決定し、会長が委嘱する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とし、総会は毎年1回開催する。

(会費)

第10条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会 費
- (2) その他の収入

2. 会費は、年間1人2,000円とする。

(会則の変更)

第 11 条 本会の会則は、総会において出席者の過半数の賛同を得て変更することができる。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日をもって終わる。

(その他)

第 13 条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員に諮り別に定める。

(弔慰金)

第 14 条 会員が死亡した場合は、弔慰金として、5,000 円を献花料として支出する。

付 則

この会則は、平成元年 11 月 19 日から施行する。

改 定

平成 22 年 7 月 3 日

平成 23 年 5 月 21 日

平成 27 年 5 月 30 日